

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の見直しについて

1. 経緯

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行にあたっては、放課後児童健全育成事業や幼保連携型認定こども園などの設備等の基準について、国が示す基準を踏まえて、各条例で定めることとなりました。

これらの条例では、その運用状況、実施効果等を勘案し、施行日以降5年以内に見直しを行う旨の規定を設けており、令和2年3月に施行から5年を迎えることから、今年度中に見直しを行います。

2. 見直し対象条例

- ①放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年横須賀市条例第37号）
- ②家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年横須賀市条例第38号）
- ③幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年横須賀市条例第39号）
- ④特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年横須賀市条例第40号）

3. 想定される見直しの論点

各条例では、職員資格の特例などの5年間の経過措置を設けています。この経過措置の延長の要否などが見直しの主な論点になると考えています。

4. 見直しのスケジュール（予定）

- ◎4月18日 児童福祉審議会全体会
 - ・条例見直しに関する諮問
- ◎6月 子ども育成分科会①
 - ・条例見直し案について検討
- ◎8月 子ども育成分科会②
 - ・パブリック・コメント手続案の検討
- ◎9月 市議会に報告
 - ・パブリック・コメント手続案を報告
- ◎10月 パブリック・コメント手続き
- ◎12月 子ども育成分科会③
 - ・見直し条例案の決定、答申
- ◎3月 市議会に議案を提出